

## 触れの通達と支配の方式 — 堅田モデルの提案 —

水本 邦彦

はじめに

本堅田村の庄屋・大庄屋によって連綿と書き継がれた「本堅田村諸色留帳」（以下「本堅田留め帳」「留め帳」）には、領主堀田氏の江戸屋敷（藩庁）や堅田陣屋から、あるいは京都町奉行などから発信された各種の通達が、多くの場合原文のまま書き留められている。通達には支配の根幹をなす法度類から、藩役人の廻村連絡に至るまで、さまざまなレベルの内容が含まれるが、本稿ではこれらを「触れ」と総称して研究対象にしてみたい。

\* 堅田藩 近江国滋賀郡本堅田村（大津市本堅田）に陣屋を置く。藩主は堀田氏（一万石、譜代、定府大名）。初代堀田正高が元禄十一年（一六九八）に下野国佐野より近江国滋賀郡・高島郡二九カ村に移封。文化三年（一八〇六）に三千石加増。文政九年（一八二六）高島郡部分が下野国・上野国に切り替えられ、佐野に本拠を移す。

\* 本堅田村諸色留帳 庄屋・大庄屋によって書き継がれた触れや願書の留帳。元禄一三年（一七〇〇）から明治初年に至る。本稿では、堅田大庄屋研究会撮影の写真版を利用した。

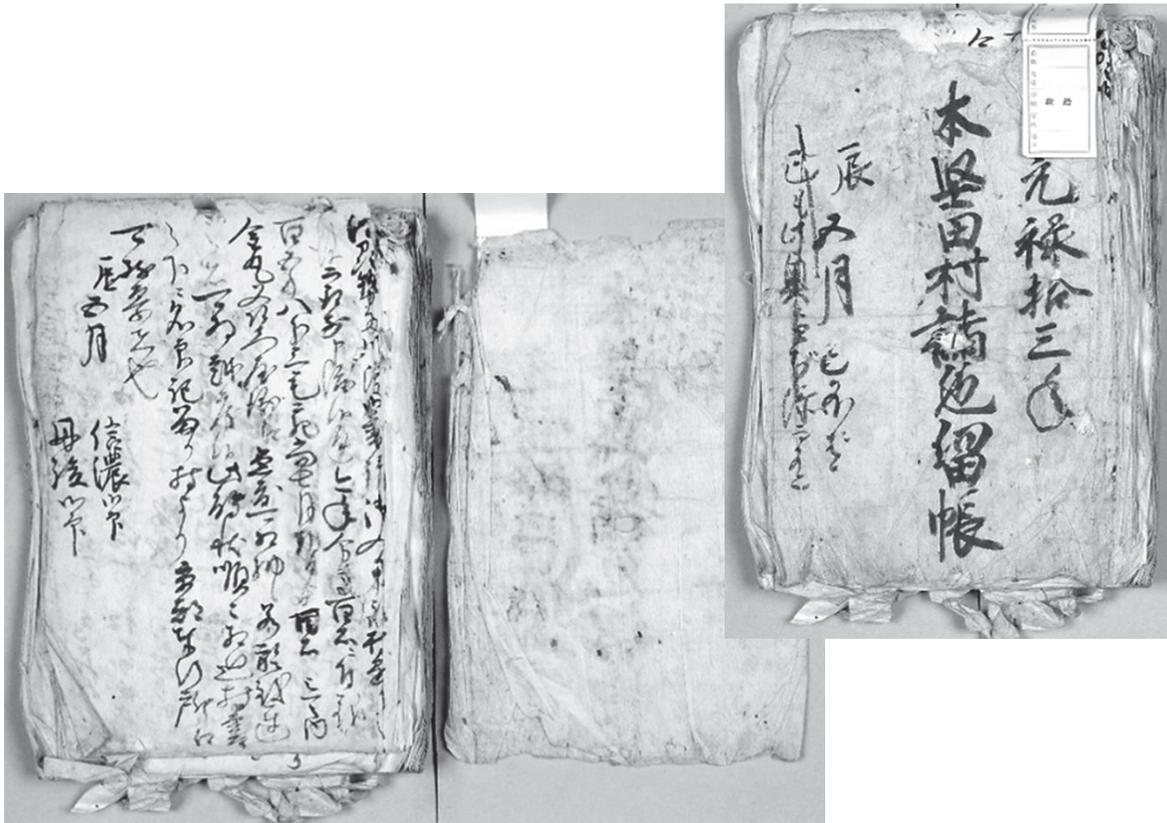
幕府を始めとする領主権力が城下町に集住した江戸時代にあつて、触れは領地領民支配や国家統治を行うための基本的な手段であつた。それゆえ、通達された触れの研究は、取りも直さず、当該地域の支配のあり様を明らかにする作業に他ならない。

もつとも古い元禄一三年（一七〇〇）の「留め帳」を開いてみよう（写1）。

冒頭から京都町奉行の触れである。「七月一日より十日までの間に、勢多川浚え御普請入用銀の本年分を大津船奉行金丸又左衛門屋敷（京都・岩上通り四条上る）に納めよ」と命じている。宛名は南郷村（大津市）に始まり北小松村（旧志賀町）に至る「江州滋賀郡湖水辺三七カ村庄屋・年寄で、中ほどに本堅田村の名も見える」。

次いで二通目は、大津船奉行配下の支配役依田伊左衛門から本堅田および対岸の野洲郡木浜村（守山市）に宛てた触れで、琵琶湖水位報告の書式の通知である。両村の沖合いには、川浚え前年の元禄十一年（一六九八）頃から水位測定のための定杭が打ち込まれていた。

もう一通あげてみよう。七月一八日に堅田陣屋から到来した三通目は、公儀のお尋ね者、江戸佐久間町八郎兵衛と権右衛門の人相書きである。幕府発信のこの触れは、領主堀田氏の江戸屋敷から堅田陣屋



【写1】 元禄13年「本堅田村諸色留帳」（本堅田伊豆神社所蔵）

に送られ、陣屋「惣支配」役の大塚源太左衛門および「郡方」役二名から領内村々に通達されている。

年半ばの五月からの書き始めたが、この年本堅田村に到来した触れは合わせて一二通。堅田陣屋発信を中心に、堀田江戸屋敷、大津船奉行、京都町奉行などからと多彩である。本稿では、触れの発信者や内容・通数、廻達方式などに着目しながら、本堅田村を始め堀田氏領の堅田藩村々がその下に置かれた支配の仕組みを観察する。

#### 一 研究史

##### (一) 安岡重明氏の「非領国論」

ところで、本堅田村が含まれる「畿内近国」（五畿内と近江、丹波、播磨。「上方八カ国」とも）は、研究史の上では、古くから特殊な支配形態が採られた地方として注目されてきた。本稿に関係すると思われる限りで、研究史を振り返っておきたい。

\* 畿内近国に関する諸研究を整理したものととして、大島真理夫「近世畿内地域社会論の比較と総合」（大阪経済大学日本経済史研究所『経済史研究』一一、二〇〇七年）、村田路人『畿内近国支配論』序章第二節「近世畿内近国論の軌跡―広域支配研究を中心に―」（塙書房、二〇一九年）がある。

「他の大名領国などと異なり、ここでは幕府の強い支配権とそれに侵害された弱小領主の支配権からなる二元的支配が行われていた」として、この地方の特殊性に注目したのは安岡重明氏であった（安岡

一九五九、一九八五)。氏は以下のような諸点をあげていた。

- ・領地配置 領地の入り組みが激しく、領主の交代も頻繁だったため、個々の領主による領地領民支配は希薄で、領主権は薄弱だった。
- ・裁判権 領地の入り組んだ当地ではしばしば領主権を超えた紛争が生じたが、そうした支配違い紛争の裁判権は、幕府の地方機関である京都町奉行や大坂町奉行（一部伏見・奈良・堺奉行）が握っていた。領内紛争は個々の領主が裁いたとはいえず、八カ国は京都・大坂町奉行の「支配国」だった。

- ・行政権1 畿内の物流は大坂問屋に握られていたため、領内物産に対する個々の領主の管理・統制は貧弱だった。生産者農民は領主の違いを超えて連合し、訴訟も町奉行所に対して行われた。

- ・行政権2 幕府の政策は領主を通じて行われるのが普通だったが、この地では幕府と領主の二元支配だった。たとえば、近江神崎郡の郡山藩領には二種類の触れ留め帳があり、一方には京都町奉行・大津代官経由で流布する幕府触れや京都町奉行触れが、他方には、郡山藩自身の触れおよび藩役人の後書き（添え書き）付きの幕府触れが書き留められている。前者は藩領に対する幕府および幕府の地方機関の直接支配の浸透であり、幕府による（郡山藩）領主権の侵害である。

氏はこのように整理をしたうえで、この地域を「非領国」と名付け、領主が領主権（領土高権）を持って一元的支配を行う大名「領国」と違い、幕府の支配権と領主の領主権が組み合わされた特殊な地域だったと評したのである。そして、何故「非領国」が存在したのかという疑問に対しては、当時の西洋史研究の学説を援用し、次のように説明

していた。「分権的な封建制度が封建国家として成立するためには封建原理の希薄な部分が必要であり、日本の江戸時代にあつてはそれがこの八カ国に当たる」と。

本堅田村を始めとする近江の村々のあり様は、この安岡「非領国論」の枠組みにすっぽり嵌まるものである。一部の寺領を除いてすべてが彦根藩領の犬上郡を別にすれば、領地配置はどこも中小領地の錯綜状態だったし、支配違い裁判はすべて京都町奉行所の管轄だった。物価・物流統制策なども京都町奉行が主導していた。行政権の項で紹介された郡山藩領の二種類の触れ留め帳は、そもそも近江の蒲生郡金堂村の事例である。

#### (二) 藪田貫氏の「支配国論」

安岡氏の「非領国論」は当該地方の特色を捉え理論化したものとして画期的だったが、課題も内包していた。その一つは、幕府の支配権を個別の領主の領土高権に対立させ、畿内近国を非封建的地域とする封建国家論。その二は二元的構造の始期についてである。後者に関しては氏自身が、「幕府の大名領に対する直接支配の現象がいつから行われ、またいかなる分野について行われたかを追求すべきである。このことは幕藩体制の本質の究明、変質の理解にとって非常に重要な意味を持つ」としていた（安岡一九五九）。

安岡「非領国論」を批判しながら提示されたのが藪田貫氏の「支配国論」である（藪田一九八〇）。藪田氏は、安岡氏が非封建的と評した「非領国」を、幕府による国家支配権の一部を奉行が担い、その下で中小領主の領主制が展開する（奉行）支配国」と捉え直し、大

名領国と並ぶ幕藩制国家の支配形態の一つとした。その上で氏は、支配国の始期やその後の展開について次のように説いた。

・支配国の淵源は、一国単位で支配権を行使した慶長・元和期の国奉行(郡代)や、寛永〜寛文期の上方八人衆の上方八カ国支配に求められる。

・この支配形態は、その後、何度かの改編を経ながら展開していった。

・一七世紀後半の寛文期(八人衆体制の解体と京都代官・町奉行体制の成立)

・一七世紀末〜一八世紀初頭の元禄期(堺・伏見奉行の廃止と復活)

・一八世紀前期の享保期(享保七年(一七二二)の国分け。京都町奉行と大坂町奉行が裁判管轄を四カ国ずつに分担)

この分析によって、安岡説の課題だった初期・前期の様子が明らかになった。

ちなみに、近江国も国奉行支配国の一つだったことは、地元に残る史料からも窺うことができる。たとえば正保三年(一六四六)、坂田郡の出雲井用水の配分を巡る大原郷一五カ村(彦根藩領ほか旗本領・幕領の入り組み。旧山東・伊吹・浅井町)と上坂村(彦根藩領。長浜市)の水争いでは、彦根藩は大原郷村々からの訴状を受理せず、「国奉行」(小堀政一)へ提出するように指示していた(『山東町史』資料編)。本稿にとって「支配国論」もまた、重要な先行研究となる。

\*元和九年(一六三三)ころの国奉行(郡代) 山城Ⅱ板倉勝重(京都所司代)、大和Ⅱ中坊秀政(南都奉行)、摂津・河内Ⅱ久貝正俊・島田直時(大坂奉行)、和泉Ⅱ喜多見勝忠(堺政所)、近江Ⅱ小堀政一(郡代)、丹波Ⅱ五味豊直(郡代)(藪田一九八〇)

\*寛永十一年(一六三四)時点の上方八人衆 板倉重宗(京都所

司代)、永井尚政(淀城主)、永井直清(勝竜寺城主)、久貝正俊・曾我古祐(大坂町奉行)、石河勝政(堺奉行)、小堀政一(郡代)、五味豊直(郡代)(朝尾一九六七)

ところで藪田氏の研究は、この後、支配国と国内領主制の結合関係(用聞、御館人勢力、帯刀人)や、領主制と地域社会の相互関係の考察へと進んで行ったが、ここでは、「非領国」範疇を遠江や甲斐、出羽国などに適用したいとした点についてのみ書き留めておく(藪田一九九七)。大きな領主制や支配国の枠組みがなく、小さい領主制(と村)だけで構成されたこれらの国々では、地域社会への依存度が高かったと評している。この提言は、それまでの非領国や支配国論が畿内近国以外を「領国」と一絡げにする区分けだったことに鑑みれば、注目に値する。

以上、安岡説と藪田説について概観した。両説を図化すれば【図1】のようになる(以下、図表は末尾に別掲)。

### (三) 村田路入氏の「畿内近国支配論」

畿内における幕府の広域支配に焦点を当て、河川管理や用聞を題材に、その実現の仕組みの研究を進めたのが村田路入氏である(村田一九九五)。とりわけ触れを題材にしてこの地の広域支配を論じた諸研究は、本稿のテーマと重なり合うところが大きい(村田二〇一九)。以下、氏の触れ論に限ってまとめておく。

氏の畿内近国支配論の特色は、江戸時代の支配全体の分類から始

めるところにある。すなわち、幕藩制的支配には、各領主の自領に対する個別領主支配と、幕府などによる広域支配の二種類があり、後者は町村を客体にするものと個別領主に対するものに分けられるとする。そして個別領主支配には領分触れが、広域支配には広域触れが対応するとした。

① 個別領主支配 領主の所領支配。

② 広域支配 幕府または幕府から一定の権限を委任された領主による、一定範囲の地域に対する幕領・私領の区別をしない支配。

(広域支配A) 村・町や同業者仲間、寺社などに対するもの。幕藩制的支配の中では特殊な形態で畿内近国に特有。触れには郡触れ、特定地域触れ、特定機関・団体触れがある。

(広域支配B) 幕府または幕府から一定の権限を委任された領主による、個別領主に対するもの。幕藩制的支配の中では決して特殊なものではない。

このような村田氏の支配論の特色は、個別領主支配と広域支配Bについては、畿内非領国地帯も領国地帯も同様として一括りにし、広域支配Aのみを畿内近国に特有の支配として抽出した点にある。そして、その支配を体现する中心的な触れとして、町奉行発信・経由の「郡触れ」(○○郡村々庄屋百姓中「宛」に強い光を当てたのである。かつて安岡非領国論で領主権侵犯の象徴とされたこの触れは、村田説では畿内近国支配を特色付ける主役になって再登場する。

先の安岡、藪田図に対応させながら、村田説を支配原理別に図化するれば【図2】のように描けるだろう。なお、図の左端の「奉行・領主・領民」枠は、藪田説にもあった初期の国奉行や上方八人衆による

支配形態を表している。村田氏はこれについて、「彼らが担った広域支配は個別領主を客体にした権限行使であり広域支配Bに当たる」としている(村田二〇一九)。

以上、三氏の研究を取り上げ、本稿に関係深い部分を要約した。これらの畿内近国研究を通覧すると、そこに「特殊」↓「普遍」↓「特殊」という評価の変遷を見て取ることができ面白い。すなわち、

・安岡氏の非領国論 畿内近国支配の形を特殊とする。「特殊」の発見。  
・藪田氏の支配国論 畿内近国を領国と並立する「普遍」の一類型と見る。

・村田氏の畿内近国支配論 畿内近国の村町宛広域支配を「特殊」とする。

加えて各氏の立論の視座(立ち位置)がとりどりだったこともまた興味深い。安岡氏は領主制論から、藪田氏は国家の視点から、そして村田氏は幕府や奉行を主体にする立場から、というように。こうした研究史に対比させるならば、触れの受け手の村(被治者)から支配の仕組みを見通そうとする本稿は、さしずめ「個別」↓「普遍」の試みといえよう。

## 二 本堅田村に到来の触れ分類

### (一) 堅田陣屋から受け取る触れ(A型)

さて、本題の触れの分析に入る。本堅田村や堅田藩領村々が受理した触れが、どこから送られて来るか調べてみると、自領主堀田氏の

堅田陣屋経由で到来する触れ（以下、A型とする）と、幕府の大津代官所から来る触れ（B型とする）に大別される。

まずA型から見ていこう。こちらは発信元別に、①堅田陣屋発信、②堀田氏江戸屋敷（藩庁）発信、③幕府発信、の三種類に区分される。宛先も含めて紹介する。

①堅田陣屋発信（a1触れ） 堀田氏堅田陣屋から藩内村々へ。堅田陣屋の藩役人から発信される触れである。年頭触れ（博奕禁止、火の用心）、検見、年貢、御用薬、宗旨五人組帳、夫人・小人徴発、川除普請など、領地領民支配の基本にして日常的な問題群がテーマになっている。なお、個々の百姓呼び出し状や特定村への個別案件などは、本稿では除外している。

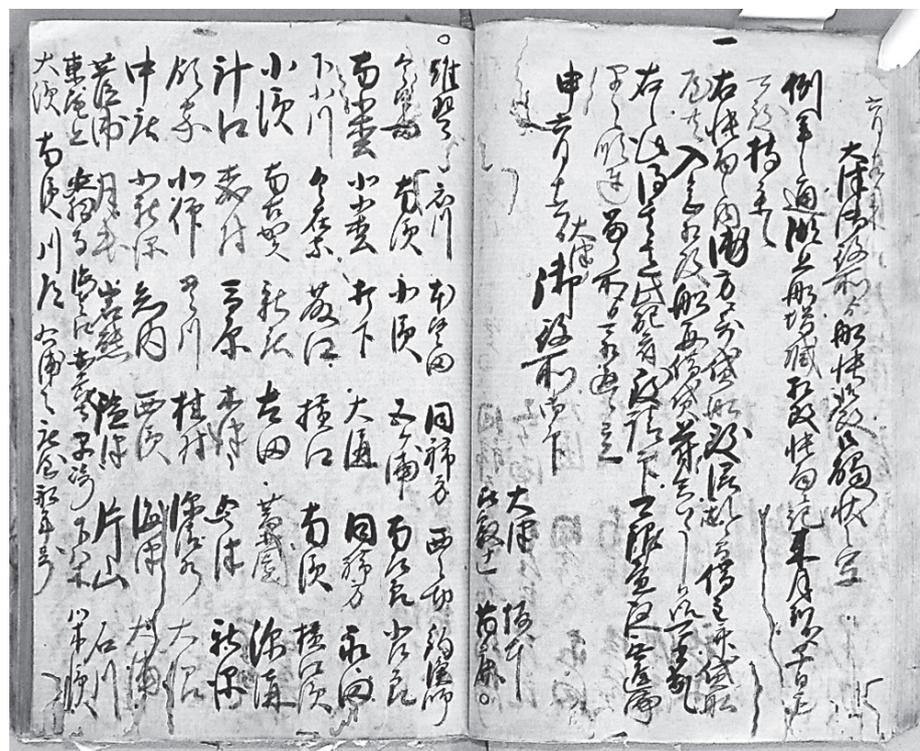
②堀田氏江戸屋敷（藩庁）発信（a2触れ）。堅田陣屋を経由して藩内村々へ。堅田役人心得、藩役人人事、藩主・家族の慶弔など。

③幕府発信（ax触れ）。幕府から、藩庁・陣屋経由で藩内村々へ。全国指名手配の人相書き、生類憐み令、改元、酒造制限、貨幣改鋳、将軍家などの慶弔、鳴り物停止、寺社修復勸化など。

（二）大津代官所から来る触れ（B型）

他方、堅田陣屋を介さずに大津の幕府代官所から到来する触れがあった。大津代官自身や京都町奉行（B2）を発信者とするもので、京都町奉行触れは大津代官の添え状付きで廻ってきた。さらに、幕府触れが大津代官経由で廻ることもあった。同じく発信元別に整理する。

①大津代官発信（b1触れ）。湖辺村々宛など。  
大津代官からは、湖辺村々の船数改めや運上金徴収、瀬田川流域の



【写2】大津～川道（浅井郡）の湖辺村宛の大津御役所（大津代官）触れ  
文政7年（1824）6月19日に本堅田村に到来。

\*大津代官の船数改めは、本堅田村については内部単位の「艀方」「西之切」「釣獵師」も宛名に挙げている。

\*船数改めは、正徳元年（一七一）までは、大津船奉行が行った。以後、船奉行は代官兼帯になる。

新田開発などをテーマにした触れが発信されていた。一例として、文政七年（一八二四）六月一六日付けの「湖上船増減改め」を示す〔写2〕。「例年の通り湖上船増減相改め、帳面に記し、来月朔日より十日までに持参いたすべく候」と命じ、大津から浅井郡川道村（旧びわ町）までの琵琶湖北岸村々を宛名にしている。

②京都町奉行発信（b2触れ）。大津代官経由で滋賀郡内村々へ。

瀬田川川浚えや、同川流域の土砂留め、朝鮮通信使通行時の人馬徴発・経費徴収などをテーマにした京都町奉行発信の触れが、大津代官の添え状付きで到来していた。宛名に「滋賀郡村々庄屋年寄」と記す郡触れを定型とする。一例として、延享二年（一七四五）

四月発信の土砂留め普請に関する触れを読み下し文である。前半部分①が京都町奉行の触れ、後半②が大津代官の添え状である。

①去る子年江州勢多川へ落ち入り候川筋土砂留め御普請御入用銀、この度近江一国村高へ割賦せしめ候あいだ、改め出し新田高等これあり候わば相違なく入念吟味を遂げ書き出し申すべく候。（中略）右帳面村々洩れざるよう庄屋年寄印形致し、順々遅滞なく相廻し、当月廿九日迄の内、触れ留まり村より京都奉行所へきつと持参すべきものなり。

乙丑四月三日 下総御印（三井良恭・京都町奉行）

讚岐御印（馬場尚繁・同右）

近江国滋賀郡村々

庄屋年寄

（村高・村名書き出し雛形 略）

③江州勢多川へ落ち入り候川筋土砂留め御普請、去る子歳御入用

御割賦御触れ書・高附け帳箱入り、京都町奉行所より相渡し候につきこれを遣わし候あいだ、郡切り村々残さざるよう相廻し、順廻し済み候わば京都御役所へ返上いたすべく候、我等方より相廻し候白紙帳へ承知の趣き村々庄屋印形致し、この廻状我等御役所へ相返すべく候。以上

四月

石原清左衛門印（正顕・大津代官）

近江国滋賀郡村々

庄や年寄

③幕府発信（bx触れ）。京都町奉行・大津代官経由で到来。滋賀郡内村々宛。

幕府発信の触れが陣屋経由（ax）ではなく、京都町奉行・大津代官を経て村々に廻ることがあった。触れの形態は、京都町奉行が「右の通り江戸より到来候」と記す奉行触れと、本体の幕府触れの写しからなり、b2触れと同じく郡内村々を宛所にした。これに上記b2触れの①と同様の大津代官の手紙が添えられて一緒に廻ってくる。

なお、すでに安岡非領国論で指摘されていたことだが、このルーラの幕府触れはしばしば陣屋経由の幕府触れと重複していた。たとえば、前掲の土砂留め触れと同じ年の「山城光雲寺の修復勸化」触れがそれである。江戸で八月に発信されたこの触れは、京都町奉行・大津代官を経由して一〇月四日に本堅田村に到来したが、その十日後の同月一四日、今度は堅田陣屋から、冒頭に「大目付様御触れ書写し」と付記された同文の触れが廻ってきている。

ただし、先の安岡説では、この現象を幕府触れの侵害性という点

で評したに留まり、たとえば「幕府触れはいつも二重ルートで通達されたのか、それともテーマにより一方ルートだけのこともあったのか」、「時期により両ルートの関係に変化はあったのか」等の分析にまでには至らなかった。触れの受け手の立場から、くつきり見えるこの二重通達問題については、次章で改めて取り上げる。

④幕府役人などから発信（by触れ）。

分類としては「3、陣屋、大津代官以外から受け取る触れ」とすべきだが、堅田陣屋や大津代官を介さない別系列の触れもあった。幕府派遣の巡見使や測量集団、秤・分銅調査に回国する守随家や後藤家手代等から業務に応じて随時発信される触れ、あるいは触れ頭や本末関係のルートで廻る寺触れなどである。ただし、これらは単発的であったり対象が限定的のため、本稿では割愛する。

以上、本堅田村に到来する触れを分類した。これらを図に示せば【図3】のようになる。

(三) 触れの廻し方

本堅田村に到来の触れは、A型とB型では廻達方法も異なっていた。堅田藩領内を対象にした陣屋経由のA型触れは、領内村々を二ないし三グループに分けて廻された。延享五年（一七四八）七月に江戸藩庁から到来した改元通知の触れを例示する。

年号改元仰せ出され、寛延元年と相改まり候。右当十八日御登城の上、仰せ出され候。この段御領中相触れ候よう江戸表より仰せ遣わされ候あいだ、御領中御触れこれあるべく候。以上

七月廿七日

黒川新平印（惣支配の補佐役）

上野忠左衛門印（陣屋惣支配）  
辻八左衛門殿（郡方）

右仰せ出され候。御触れ書の通り村々拝見したてまつり、滞りなく順達これあるべく候。以上

七月二十七日

辻八左衛門印

右、本堅田よりかつら川（葛川）へ一通。衣川より千野・赤塚へ一通。中村より沢筋へ一通。

葛川は陣屋から見て西北山間部の村々。衣川・千野・赤塚は南部グループ。北部村へは本堅田に北接する中村から廻されていた。

なお、特定区域の作柄調査など宛先限定の触れは、当然のことながら藩領内の対象村のみを宛所として廻された。たとえば宝永元年（一七〇四）九月四日付け「検見につき先触れ」は、本堅田村より北部の滋賀郡内村々と高島郡内村々「沢村（大津市）、北比良村（旧志賀町）、南小松村（同）、鴨村（旧高島町）、下小川村（旧安曇川町）、太田村（旧新旭町）、下古賀村（旧安曇川町）、新保村（旧今津町）、浜分村（同）、北仰村（同）、桂村（同）、酒波村（同）、岸脇（同）庄や中」を宛所にして廻されている。

一方、陣屋を介さずに、湖辺村や滋賀郡を宛所にしたB型触れは、大津代官所を起点にして、隣村から隣村へと継ぎ送られる村次方式で廻ってきた。前述2①であげた大津代官発信の「湖上船増減改め」【写2】を例にとれば、この触れは、苗鹿（膳所藩領）↓雄琴（滋賀院門跡領）↓衣川（堅田藩・安楽院領）の順で本堅田に到来し、その後、今堅田（三上藩領）↓南浜（宮川藩領）↓北浜（三上藩・旗本久保家領）から滋賀郡北部村々へ、そして高島郡（西）浅井郡・伊香郡の湖岸村々

を経て、(東) 浅井郡南端の川道村まで送られていった。

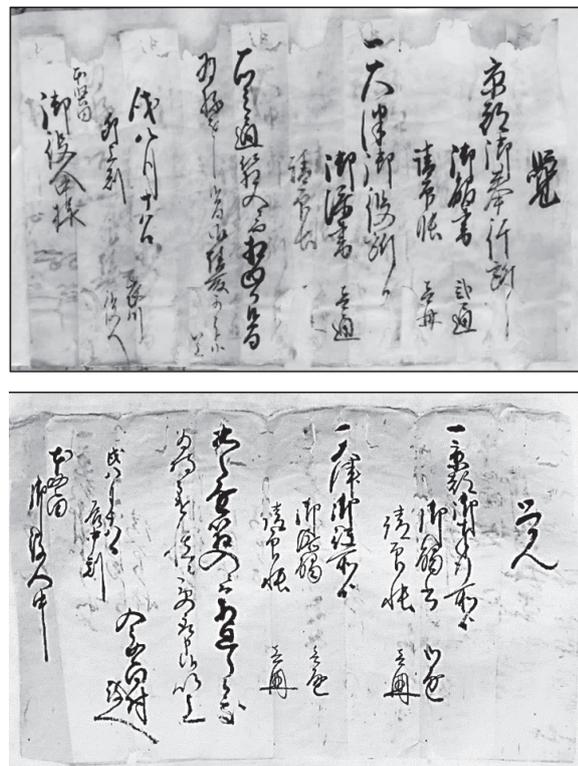
B型のうち、b2触れとb x触れは「滋賀郡村々庄屋年寄中」などと郡宛を定型としたが、廻し方はb1触れと同じだった。二通の関連史料を【写3】に示した。これらは偶々「本堅田留め帳」に挟まれていたために伝存する文書だが、上段は衣川村役人から本堅田村役人への送り状、下段は今堅田村役人の受取状である。箱に入った京都町奉行の触れ二通(幕府触れの写しと町奉行触れ)と請印帳一冊、および大津代官の添え触れと請印帳一冊の計五点が、隣村から隣村へと送られた様子がよくわかる。

藩領内村々限定のA型触れと、藩領と異なる対象区域を宛所とするB型触れは、このように廻達方法も違っていた。触れの受け手からよく観察できるこうした違いもまた、当該地方の支配構造の表象である。

\*ただし、郡宛触れの廻達方法は、近江国内でも郡によって異なっていた。村次方式(滋賀郡)のほか、藩領枠利用型(犬上郡)、複数藩領枠連結型(坂田、伊香、浅井郡)、郡内地域分割型(蒲生郡)など。これらについては別稿「郡触れの廻達―近江国の場合―」(未成稿)で紹介する。

(四) 受け手からの観察

以上、発信元や宛先、廻し方に注目して本堅田村が受理した触れを分類した。次の作業は、地元村から見た【図3】のような仕組み(個別)を、幕藩制支配(普遍)の中にとどのよう位置付けるか、ということになるが、まずは二点指摘して手がかりを得ておこう。一点は研



【写3】滋賀郡村々宛の京都町奉行所触れ(b2)の受け渡し。文政9年(1826)8月18日付け。触れは平野大念仏寺の勸化についての幕府触れ。

究史との関係、二点目はA・B型の割合である。前者については、触れを直接の対象にしていた村田説と比較しておきたい(【表1】)。

幕府や奉行の支配原理から見た村田氏の三分類と、触れの受け手の側からの水本分類をこのように対比させると、共通点と違いの両面が浮かび上がる。

①村田氏の三分類支配は、本堅田村にも及んでいる。

②しかし、その三分類は、受け手の現場では特殊か否かの区別はなく、二つの類型として機能している。

こうした観察作業の過程で、水本分類の二類型が「住民の異なる属性部分」を支配対象にしていたことにも気付く。すなわち、陣屋か

らのA型触れは住民を堀田氏堅田藩領の「領民」として扱う。一方、大津代官からのB型触れは、同じ住民を「湖辺の村民」ないしは滋賀郡在住の「郡民」という属性において捕捉するのである。受け手側に立つことで、このような違いもまたよく見えてくる。以下、この属性差に注目してA型支配を「領民型支配」、B型支配を（最も多い郡触れに因んで）「郡民型支配」と呼ぶことにしよう。

では、領民型と郡民型の触れ割合はどうだったか。とりあえずここでは、前出の延享二年（一七四五）の場合で観察してみよう。【表2】を作成した。

これによれば、同年の到来触れ総数は一五通。内訳はa1・五通、a2・二通、ax・二通、b1・二通、b2・二通、bx・三通である。領民型（A型）八通に対して郡民型（B型）が七通と拮抗した比率である。なお、幕府触れのax・二通とbx・三通は、うち二通が二重通達だった。

このように整理してみたところで、すぐに疑問が生じる。果たして両型の割合はいつも拮抗していたのか、それとも時期により変化するものだったのか。そして、そもそも幕府触れの二重通達とはどういうことなのか。以下、章を代えて考察を進める。

### 三 「領民型」「郡民型」の相関

#### （一）幕府領時代の触れ構造

本章では、次の三点に取り組む。

①まず隣村衣川村の触れ留め帳を用いて、堅田藩編入前後の時期（一七世紀後半）の触れ通達形態を観察する。

②ついで、本堅田留め帳から幕府触れの二重通達問題を調べる。

③最後に、全体を踏まえて「支配の堅田モデル」を作る。

さて、第一点目である。本堅田村が幕府領から堅田藩領に支配替えになったのは元禄十一年（一六九八）だったが、同じ支配替えの歴史を辿った隣村の衣川村（一部、安楽院領）に、万治三年（一六六〇）から始まる触れ留め帳が残存している（千葉一九七六）。記載空白年次もあるが、一七世紀後半、両村が幕府領だった時期の触れ事情を知ることの出来る貴重な史料である。本堅田留め帳の書き始め直前の元禄一二年までを対象に【表3】を作成した。なお、予め次の点を押さえておきたい。

幕府領時代の衣川村は（本堅田村も）大津代官の支配下にあり、同代官は京都町奉行の管轄下にあったから、この時代、衣川村に到来の「幕府↓京都町奉行↓大津代官↓衣川村（幕府領村々）」ルートの触れは、領地単位の領民型（A型）、つまり前掲【図3】の「幕府↓堀田江戸屋敷↓堅田陣屋↓本堅田村（堅田藩領村々）」ルートに該当する。さて、【表3】から、以下の諸点が読み取れる。

・この時期の多くは領民型での通達であり、集計すると全体の七五％にのぼる。

・郡民型の初めは、触れの文中に京都町奉行触れ発信の旨を記す貞享四年（一六八七）六月の大津船奉行・大津代官連名触れ（b1）である。内容は勢多川普請の御用金上納を命じたもの。触れ留め帳に町奉行触れ本文は収録されていないが、恐らく本稿の「はじめに」

で紹介した元禄一三年（一七〇〇）の町奉行触れ（滋賀郡南郷村・北小松村宛）と同形だったと推測される。

・この時期、幕府触れはすべて領民型で通達されており、郡民型は一通もない。

これらを要すれば、一七世紀後半の触れ通達形態は領民型だった、そこに新たに「領民」とは異なるまとまりを対象にする「郡民型」が加わるようになった、とすることができるとする。

元禄九年（一六九六）に生じた京都町奉行触れ未返却事件は、この時期、未だこの触れの廻達ルートが不安定だったことを語る事例として注目される。同年一〇月七日に雄琴村から届いた外畑村（膳所藩領。大津市）庄屋発信の急廻状には次のようにあった。

「八月二十五日付けで滋賀郡湖水辺村々宛に廻された京都御町奉行様の触れ状が、未だ町奉行所に返却されていない。大津代官小野半之助様の指示により、どこで滞っているか調査の廻状を廻す。」

### （二）「郡民型」の始まり

堅田藩領への支配替え後も含め、郡民型通達（B型）の始まりについて整理しておきたい。

#### ①大津代官・船奉行触れ（b1）

・大津代官・船奉行発信は、貞享四年（一六八七）六月から（前述）。  
 ・大津代官単独発信は、享保六年（一七二二）一月二日付けから。  
 「勢多川筋の新田開発申請」について代官古郡文右衛門発信。「坂本より北小松まで二二カ村」宛。

#### ②京都町奉行触れ（b2）

・貞享四年（一六八七）頃から（前述）。大津代官・船奉行経由。  
 ・明確に「滋賀郡」宛は、正徳元年（一七一一）七月六日付けから。朝鮮通信使人馬徴発。大津代官経由。

#### ③幕府発信（bx）

・享保六年（一七二二）三月 「朝鮮人往来の経費割り当て」  
 大目付・勘定奉行・吟味役↓京都町奉行↓京都代官（角倉）↓滋賀郡御料私領村々

・享保六年（一七二二）八月 「寺社の田畑・人数改め」

江戸↓京都町奉行↓（大津代官）↓滋賀郡・栗太郡寺社衆中

\*大津代官の添え書きは留め帳への転写の際に省略されたと見られる。

・享保一七年（一七三二）閏五月 「老牛屠殺の禁止」

江戸↓京都町奉行↓（大津代官）↓滋賀郡寺社・村々庄屋年寄

幕府触れが大津代官経由で廻った初見。領民型との二重通達もこの触れが初見。

\*大津代官添え書きについては同右。

滋賀郡や湖辺村を宛所にした郡民型支配の触れは、b1、b2については貞享期から、bx触れは遅れて享保期に始まった。

郡民型ルートで廻達された触れのテーマを見ると、広域におよぶ河川改修や朝鮮通信使通行問題、寺社調査など、個々の領主枠を超えた問題が取り上げられている。大津代官経由で滋賀郡宛に廻った最初の幕府触れ、享保一七年触れ（「老牛屠殺の禁止」）も、詳細は不明だが、備前・備中と近江という広域に及ぶ老牛売買・屠殺問題をテーマにしていた。

本堅田村の視座からすると、郡民型触れは、これら広域規模、国家的規模の政策遂行の過程で、関係地域の村・住民への直接周知を目的として始まったと見て取れる。

\* 近江国坂田郡柏原宿の『柏原宿萬留帳』一に、延宝六年（二六七八）五月三日付け「近江国坂田郡村々町々庄屋年寄同社中」宛の京都町奉行触れが収録されている（能勢日向守頼宗発信、強盗殺人犯探索触れ。『京都町触集成』別巻三にも収録）。宛所が「郡」であることから、近江へのb2触れの先駆かとも思われるが、今のところ通達ルートなどは不詳である。

(三) 幕府触れの二重通達について

第二点目の問題、幕府触れの二重通達について考察を進める。

さて、上述したように、本堅田村への幕府触れの二重通達の始まりは享保一七年（一七三二）からだった。ちなみに前章で例示した延享二年（一七四五）で見ると（【表1】）、幕府触れは三通。そのうち二通（日本記録・日記調査、光雲寺勸化）が重複、一通（寺社朱印調べ）が郡民型での単独通達となっている。

二重通達開始後の幕府触れを通覧すると、通達形態には三パターンがあった。①以前からの領民型での通達。②領民型と郡民型の二重通達。③郡民型のみ通達、である。

問題はこれらのパターン相互の関係である。変化を長期的スパンで探るために、継続して出現するテーマについて、領民型（ax）か郡民型（bx）か追跡したところ、次のような事実が判明した。

① 寺社修復などの勸化触れ

- ・元文三年（一七三八）まではax通達。
- ・寛保三（一七四三）、延享二（一七四五）、明和四年（一七六七）はax・bx重複。
- ・安永七年（一七七八）以降はbxのみ。

② 酒造制限令

- ・宝永五（一七〇八）、正徳五（一七二五）はax通達。
- ・天明八（一七八八）、寛政元（一七八九）、寛政三年（一七九一）はax・bx重複。
- ・文政一〇（一八二七）以降はbxのみ。

③ 御尋ね者人相書き

- ・寛政二年（一七九〇）まではax。
- ・寛政九（一七九七）、寛政二二（一八〇〇）、享和四年（一八〇四）はax・bx重複。
- ・文化六年（一八〇九）以降bxのみ。

④ 貨幣改鑄（重複なしの変更）

- ・宝暦九年（一七五九）までax。
- ・明和二年（一七六五）からbx。

⑤ 最初からbx

- ・たとえば、天明五年（一七八五）七月を初発にして、以後頻出する「街道宿場人馬賃銭割り増し」触。

⑥ 一貫してax

- ・改元の通達。（II3②であげた延享から寛延への改元触れなど）
- ・幕府関係物故者に対する鳴り物停止令。

大変面白い現象の発見である。まとめれば、

- ①後期まで一貫して領民型通達のテーマもある(⑥)。
  - ②最初から郡民型で通達される触テーマもある(⑤)
  - ③しかし、繰り返し触れられるテーマの多くは、領民型から郡民型へ移行していく。
  - ④移行には、二重通達期間を経るもの(①、②、③)と一気の切り替え(④)がある。
  - ⑤移行は一斉にはなく、一八世紀を通じてテーマ毎に時間差があった。
- このように集約できる。

#### (四) 触れ数の変遷と「堅田モデル」

前節までの結果を踏まえ、到来触れの割合変化を巨視的に捉えるために、十数年単位で触れ数を数えて【表4】甲～丁表を作成した。以下のような観察結果が得られた。

- ①甲表から。触れの年間総数は、天保一三年(一八四二)の四九通を別に、一〇～三〇通台だった。ちなみに天保一三年は幕府の天保改革最中の年であり、そのため、他年次に比べて幕府触れおよび堀田江戸屋敷からの触れが多かった。

②乙表から。領内触れ(a1、a2)と、幕府や奉行・代官発信の広領域触れ(ax、bx、b1、b2)の関係は、一八世紀前期においては前者が中心だが、中期から後者が増え、以後、その傾向が続く。

③丙表から。領民型(藩の領内支配と藩経由の幕府支配)と、郡民型(奉行・代官の広領域支配とそれら経由の幕府支配)の関係は、一八世紀前半には圧倒的に前者だったが、両者の拮抗期を経て、一九世紀

に入ると後者の比率が高くなる。

- ④丁表から。③の一部を構成する幕府触れは、一八世紀前期は陣屋経由優位→一八世紀中後期は二重通達など両者拮抗→一九世紀に入るとほぼ後者に一元化→という流れになっていた。

以上、領民型支配と郡民型支配の関係について検討を加えた。第一節の分析から、一七世紀後半の通達形態は領民型であり、そこへ一部郡民型ルートが参入し始めたこと。第二節の分析から、領民型と郡民型からなる複合的支配の仕組みは、おおむね一八世紀前期の享保期に確立したこと。そして第三節、第四節の分析から、その仕組みは、幕府触れの二重通達などを経て、次第に郡民型優位に向かったこと、などが明らかになった。領民型と郡民型は固定的・静態的な関係ではなく、時代の流れの中で変化する動態的な関係だった。幕府触れの二重通達もその過程で生じた現象だった。

これらの諸特徴を約めて、次の二点を以て「支配の堅田モデル」としてみた。

- ①支配形態には、領民型支配と、郡民型支配の二種類がある。
- ②一七世紀中頃には領民型支配だったが、一七世紀末期から郡民型支配が加わり、一八世紀前期に並存構造が確立。その後、次第に郡民型が優位の支配構造へと移行していく。

#### 四 各地からの応答

「堅田モデル」は、当所幕府領、ついで堅田藩領にして、かつ近江滋賀郡に位置する一、二の個別村で作った型式に過ぎない。しかし、

触れの受け手(被治者)という同じ立ち位置、同じ目線で全国津々浦々の村々と情報を交換しあえるところにメリットがある。以下、本堅田村のモデルに対して、各地の村から寄せられた応答(仮想)の幾つかを紹介する。

(一) 近江国蒲生郡鎌掛村からの応答

・我が村は、江戸初期から領主が目まぐるしく交代した村だが、陸奥棚倉藩松平氏の飛び地領だった文化二年(一八〇五)の触れ留帳が残存しているので、この年で「堅田モデル」と比較してみた【表5】  
 「御触書留帳并願書控」鎌掛共有文書、滋賀大学経済学部附属史料館寄託)。

・同じ近江国ということで共通点が多いが、違いも見られる。  
 ・共通点は、触れ通達形態が自領主経由と大津代官経由の二本立ての所である。当方では、藩からの領民触れ(A型)は、同藩大津蔵屋敷に派遣されている郡代や代官の名で、近江の飛び地領村々三七カ村宛に廻達される。他方、大津代官経由の触れ(B型)は、近隣の内池村(棚倉藩領)を中継地にして、我が村を含む近隣二三カ村(館林藩、水口藩、仁正寺藩、日野大納言領など多数領主の入り組み)に村次で廻達されるか、もしくは内池村会所に集合して請け印を捺す方式である。我が蒲生郡は村数二〇〇を超える大きな郡であり、そのためこのような地域割り廻達方式が採られたのだろう。  
 \*元禄一四年(一七〇一)の国絵図作成時点で二四六カ村。  
 ・大津代官所発信の触れ(b1)が一通もないのは、船数増減改めなど、内陸部の我が村に該当しない内容だったためと考えられる。

・幕府触れの通達については、異なる点がいくつかある。①貴村へは二重通達だが、我が村へは町奉行ルートのみケース(古分銅の売買禁止)、②我が村への通達はなかったケース(伊能忠敬測量御用)、③貴村にはなく我が村へは領民ルートで触れられたもの(大造り花火禁止、百姓武芸禁止)。

②に関しては、恐らく当地が測量対象外だったことによると見られるが、①、③については、藩庁の判断が働いたと考えられる。その根拠は、③の触れの後にこんな文面があることによる。

右の通り公儀より関八州へ仰せ出され候御触れに候えども、心得のため相廻し候あいだ、村中洩れざるように申し聞かすべく候。

すなわち、「対象を関八州に限った幕府触れだが、心得のために近江の飛び地領の村々へも廻達する」というのである。どうやら幕府触れの各領内への通達要否の選択は、藩庁レベルで行われた模様である。とするならば、「堅田モデル」で顕著な領民型幕府触れ(ax)の減少も、貴領主堀田氏の判断によるものではなからうか。となると逆に、増加していく郡民型(bx)は、京都町奉行による選択判断ということになるのだろうか。触れの受け手の我々の側からは見えにくいのが、この点、同じ畿内近江住民として共通に知りたいところである。

以上、とりあえず気付いた点を列挙してみた。

(二) 三河国碧海郡刈谷町からの応答

・貴村と同様、我が町にも長期に及ぶ「御触れ状留め帳」(宝永七年(一七一〇)から明治八年(一八七六)に至る)が残っており、色々

な比較が可能だが、とりあえず文化二年（一八〇五）での比較を希望ということなので、この年で比べてみる【表5】。

- ・我が町は、この時期、譜代大名土井氏二三、〇〇〇石の城下町である。
- ・領主と家臣団集住の本拠地という立地から、「堅田モデル」のデータ区分にそぐわない点もあるので、ここでは領内支配、広領域支配の二分類で比較してみる。異なる点が多いが、共通点も見られる。
- ・貴村に比べて藩触れ（a1、a2に該当）の多いことが特徴的である。殿様社寺参詣の先触れや献上大豆などの触れが我が方の通数を増やしている。同じく大名領であっても、領主との距離の差により触れの密度に濃淡のあることがよくわかる。

・我が領内では、藩触れはいうまでもなく、御地へb x ルートで通達される幕府触れも、すべて藩庁経由の領民型（A型）である。「堅田モデル」の構造変化との比較で言えば、我が方は、御地の前期支配形態がそのまま続いていることになる。

・ただし、当地にも領主枠を超えた「郡民型」の触れ、「浦触」が到来している。この触れは、幕府御用の諸物品の回漕や海難事故対応などの海事をテーマに、幕府勘定奉行所や大坂船手役人などから発信される（水本二〇一九）。たとえば、この年二月四日に到来した幕府年貢米輸送船搜索触れは、幕府勘定奉行と勘定吟味役の連名で「武蔵より紀伊国迄十ヶ国浦々 庄屋年寄」を宛所にしてきた。海辺を伝つての廻達は、琵琶湖辺村々を宛所にした御地の大津代官触れと同類である。というより、宛先の広域性に鑑みれば「郡民型」の拡大版＝「国民型」と評せるだろう。我が村へはいつも東隣の本刈谷村（刈谷藩領）から到来、すぐに逢妻川を隔て接する西隣の緒

川村（尾張国知多郡。名古屋藩領）へ継ぎ送る手順である。この年の到来は二通だが、幕末に向かつてどんどん増え、たとえば安政四年（一八五七）には二〇通、全触れ数七五通の二七%を占めるに至っている。

- ・（一）に入れて別掲した一五通は、近隣の東海道三九番目の知立宿（刈谷藩領内）への「御雇人足触れ」である。刈谷町を含む領内五カ村は同宿の加助郷村として、頻繁に人足提供を求められた。三月三日には紀州様御通行のために六五人を提供、三月二六日には公家衆通行のため四五人の出仕が命じられる、など。触れ発信者は、刈谷町を管轄する藩の代官山田文左衛門である。

「堅田モデル」に照らした時にこの触れの興味深いところは、御地であれば「郡民型」ルートで差配されるであろう広領域案件を、当地では藩の代官が担っていることである。知立宿も対象五カ村も刈谷藩領内ではあるが、広域に及ぶ交通問題がテーマという点に注目するならば、この問題に関しては、御地での二元的支配が当地では両型融合の一元的形態として機能しているとも見える。

なお、仄聞するところでは、御地でも淀川・大和川水系山間部の土砂留め事業については、大名家臣が土砂留め奉行として郡を単位に実務を担う仕組みだという（水本二〇二二）。それなどは、まさに両者融合の典型例といえるのではないだろうか。改めて意見交換してみたい論点である。

### （三） 武蔵国豊島郡角筈村からの応答

・我が村は、南境を甲州街道と玉川上水、北境を青梅街道で区切ら

れた武蔵野台地上に立地する江戸近郊村である。村高は文政八年（二八二五）時点で七二〇石余。うち四八石余の旗本・同心領と寺院領を除く残りが幕府領である。名主渡辺家に残る文政一二年（二八二九）の触れ留め帳データを本堅田村のそれと突き合わせてみた（【表5】）。

両者を見比べると、「領民型」と「郡民型」という枠組みは当村においてもよく合致しており、親近感を覚えた。しかし、その一方、それぞれの中身については大きな違いも見られる。

違いの一点目は、当村では幕府触れはすべて（領主の）幕府代官經由での通達だったことである。一例を示す。

この度、世上通用のため吹き立て仰せ付けられ候南鐐一朱銀の儀、来る十日より通用致すべく候。（後略）

七月

右の通り御書き付け出候あいだ、その意を得、村下へ受け印せしめ、廻状刻付けを以て相廻し、留り村より相返すべく候、以上。

丑七月九日

中村八太夫役所（代官・中村知剛）

右御廻状、同月十三日申上刻、代々木村より受け取り、幡ヶ谷村へ即刻遣わす。

ちなみに、この触れは御地では、京都町奉行・大津代官經由の「郡民型」（bx）ルートで七月二三日に衣川村から受け取り、即刻今堅田村へ廻された。なお「領民型」（ax）での通達はなかったとのことである。

【表5】の数値からも明瞭だが、幕府触れは各地に等しく触れられ

たのではないことがよくわかった。御地への通達は一六通（bx）、当地へは一一通（ax）。しかも、このうち、共通する触れは五通に過ぎず、御地の残り一一通は当地へは未通達、逆に、当地への残り六通は御地では触れられていない。

・共通五通（諸国酒造勝手次第。南鐐上銀吹き立て二通。二歩判金通用不足。水戸中納言逝去の鳴り物停止）

・本堅田のみ一一通（宿場人馬賃銭増額六通。お尋ね者仇討。勸化二通。古二朱判通用停止二通）

・角筈のみ六通（徳川家慶の子米姫・紀州藩隠居徳川重倫逝去の鳴り物停止。勸化。米値段二通。草字二歩判金吹き増し）

エリアを限った勸化触れや江戸大火に伴う米価問題など、特定範囲対象が理由とみられるものもあるが、主要街道の問題であるにもかかわらず宿場の人馬賃銭増額触れは我が方には通達されず、貨幣改鑄についてもズレがあった。対象によって鳴り物停止令にも差が見られる。

角筈村への触れは幕府代官中村八太夫經由、本堅田へは堀田藩庁經由ないしは京都町奉行經由だったが、このような通達内容のバラツキは、代官や藩庁、奉行レベルでの選択判断によると見られる。他地方からの応答にもあるだろうが、こうしたズレやバラツキは、我々を支配し編成している幕藩体制の仕組みの根幹にかかわる大問題と思われる。

・「本堅田モデル」との大きな違いの二点目は、当地では広領域触れがいろいろな部局から発信されていることである。渡辺家文書の整理に取り組んだ大石学氏は、鷹場（中野筋・野方領）、神田・玉川

上水、千駄ヶ谷の幕府煙硝蔵、宿場・助郷、拝領屋敷、抱え屋敷、改革組合村などの項目を挙げつつ、「近世の角筈村は、江戸周辺農村の特徴である複雑・多様な支配体制のもとにおかれていた」と評している（新宿区立新宿歴史博物館一九九二）。文政一二年に限っても、煙硝蔵役所、鷹場役所・鳥見役、関東取締り出役などからの触れが到来している。たとえば、角筈村を含む一四カ村（幕府領、旗本・同心領、寺領、伊賀者領などの入り組み）が「火防駆け付け人足」の提供村に指定された千駄ヶ谷の幕府煙硝蔵役所からは、「調合御用」「鉄砲打ち御用」などを命じる触れが一〇通到来している。多様な部局からの触れ一つとして、幕府勘定所からの郡宛触れもあった。別の年次のものだが、一通紹介しておこう。

刈り大豆、近年在方にて買い込みなど致し置き候者これあり候哉、出方無数候うえ、この度出水につき、別して払底にて、御馬飼料の御差支えに相成り候あいだ（中略）飼い葉商い致し候者は勿論、所持致し候者どもは早速売り渡し申すべく候（後略）。

（天明八年、一七八八） 午八月

三郎右 印（勘定吟味役・村上常福）

他、吟味役三名・勘定奉行四名連印 略）

武州足立郡・豊島郡 御料・私領・寺社領

村々名主・組頭

右触れ書き相渡し候あいだ、是を遣わし候。村々において、墨付け汚れこれなき様大切に取扱い、この帳面に受け印致し、遅滞なく継ぎ送り、留り村より我ら役所へ相返すべきもの也。

午八月二日 飯 常之丞（江戸廻り代官・飯塚政長）

八月三日暮六つ時、内藤宿より受け取り、代々木村へ継ぎ送り申し候。

これなどは、勘定奉行・吟味役箇所を京都町奉行に替え、江戸廻り代官を大津代官に置き替えれば、御地のb2形態に一致する。

御地のデータで組み立てられた「堅田モデル」を、当地の支配形態と照合すると、このように共通面と異なる面がクリアに浮かび上がる。同モデルは各地の支配形態の「個別」と「普遍」を映し出す「合わせ鏡」として有用だと感じた。

おわりに

本堅田村留め帳に記録された触れを手掛かりに、触れの受け手の地元の視座からこの時代の支配方式について考察した。そこで析出した「堅田モデル」が、他地方との比較検討を行う上で一定の有効性を持つことも判明した。しかし、作業は緒に就いたばかりである。また地元からは見通せない課題も少なくない。以下、検討すべきテーマを挙げる。

- ・ 国持大名支配下の村々と「堅田モデル」の突き合わせ。
- ・ 畿内近国内の他国村々と「堅田モデル」の突き合わせ。
- ・ 畿内近国における初期の「奉行↓領主↓領民」型通達（【図2】参照）についての検討。

\* 先行研究として、大和を対象にした大宮守友氏の研究がある。氏は寛文六（一六六六）・九年、延宝二（一六七四）〜元禄八年（一六九五）の宇陀松山藩（織田氏、三万石）の「御用部屋

日記」を分析して、この時期、触れ通達に三ルートあったことを考証している(大宮二〇〇八)。

①幕府↓藩(江戸・国元)↓領民(五通以上)

②幕府↓奈良奉行↓藩↓領民(七通) 元禄年間(一六八八〜一七〇三)まで。

③幕府↓奈良奉行↓一五郡村宛(七通) 天和三年(一六八三)より始まる。

氏に従えば、大和国では一七世紀中期までは①と②(受け手からはいずれも「領民型」)で、一七世紀後期に至って「郡民型」の③が始まった。

・「堅田モデル」の動態的変化の理由について。

・幕府触れの藩庁、奉行レベルでの選択通達について(鎌掛村、角筈村からの問題提起)。

このうち、後者の二点などは、視座を地元村から藩庁や奉行所内に置き換えて探らないと見えない課題かもしれない。いずれも宿題として、ひとまずここまでとしたい。

(京都府立大学・長浜バイオ大学名誉教授)

【参考文献】

朝尾直弘「近世初期における畿内幕領の支配構造」『史林』四二―一、一九五九年。後収『朝

尾直弘著作集』一、岩波書店、二〇〇三年。

大島真理夫「近世畿内地域社会論の比較と総合」大阪経済大学日本経済史研究所『経

済史研究』一一、二〇〇七年。

大宮守友「奈良奉行と宇陀松山藩」『日本文化史研究』三九、二〇〇八年。後収『近世

の畿内と奈良奉行』清文堂、二〇〇九年。

兼子順「天保期における幕府代官の廻状伝達―下総国葛飾郡上金崎村「御用留」を中心に―」『埼玉県立文書館紀要』一五、二〇〇二年。

高木昭作『日本近世国家史の研究』岩波書店、一九九〇年。

三鬼清一郎『織豊期の国家と秩序』青史出版、二〇一二年。

水本邦彦『近世の郷村自治と行政』東京大学出版会、一九九三年。

水本邦彦『海辺を行き交うお触れ書き―浦触の語る徳川情報網―』吉川弘文館、二〇一九年。

二〇一九年。

水本邦彦『土砂留め奉行―河川災害から地域を守る―』吉川弘文館、二〇一三年。

村田路人『近世広域支配の研究』大阪大学出版会、一九九五年。

村田路人『近世畿内近国支配論』塙書房、二〇一九年。

安岡重明『日本封建経済政策史論―経済統制と幕藩体制―』大阪大学経済学部社会学

済研究室『研究叢書』一四、一九五九年。

安岡重明『日本封建経済政策史論(増補版)』晃洋書房、一九八五年。

藪田貫「摂河支配国」論―日本近世における地域と構成―」脇田修編『近世大坂地域

の史的分析』御茶の水書房、一九八〇年。

藪田貫『近世大坂地域の史的研究』清文堂出版、二〇〇五年。

山田洋一・東昇編集『京丹後市久美浜町太刀宮文書(久美浜代官所郡中代等文書)』佐

治家資料調査と御用留横断研究』京都府立大学文化遺産叢書二六、二〇一二年。

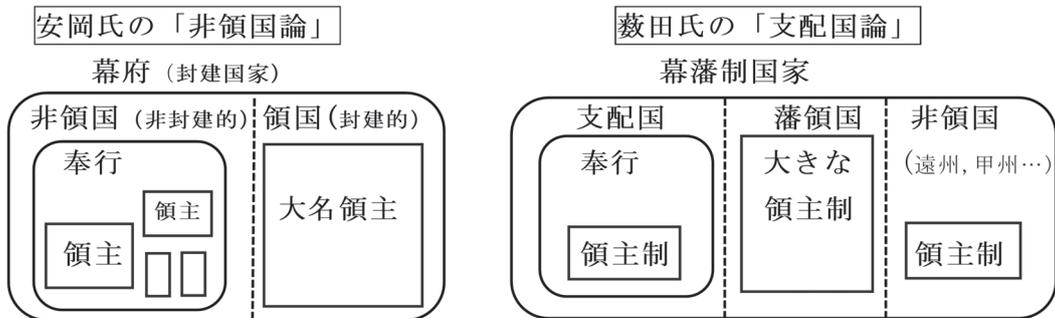
【史料集】

刈谷市教育委員会『刈谷町庄屋留帳』一〜二〇、一九七六〜一九八九年。

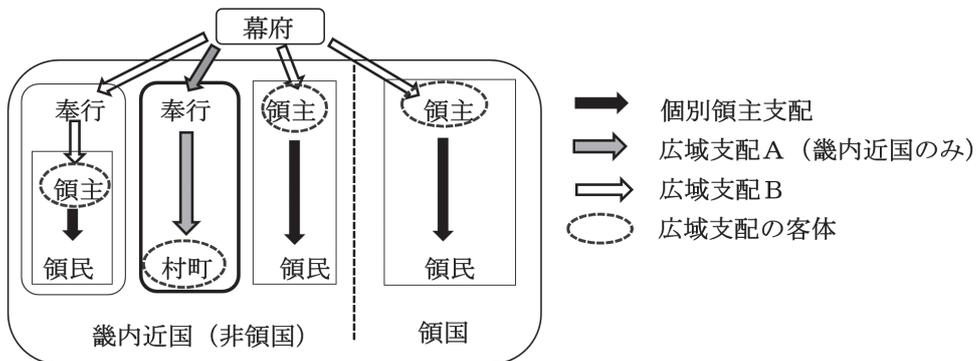
新宿区立新宿歴史博物館『武蔵国豊島郡角筈村名主渡辺家文書』一〜四、一九九二〜

一九九七年。

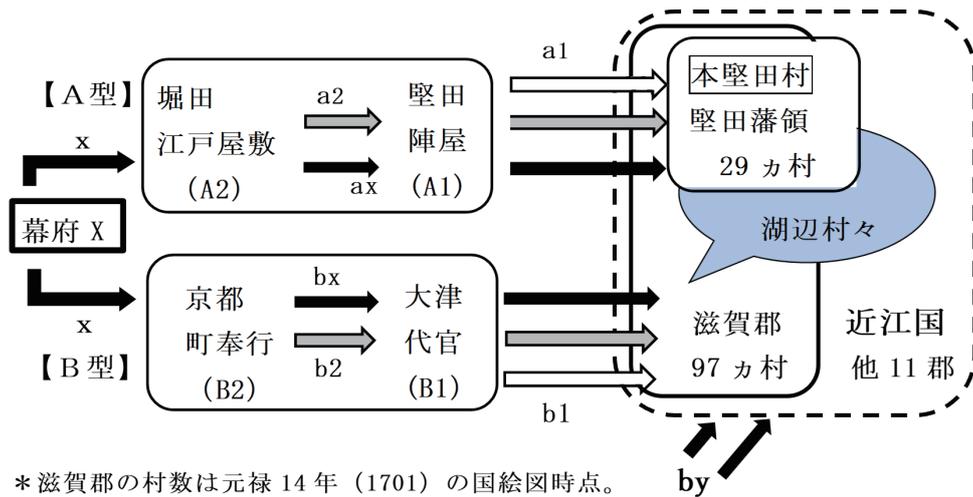
千葉乗隆編『江州衣川村文書』同朋舎、一九七六年。



【図1】安岡説と藪田説



【図2】村田説



【図3】受け手から見た触れ通達の仕組み

【表1】村田・水本説の対照表

村田氏	水本 (本堅田村到来触れ)	水本 (受理類型)
個別領主支配	陣屋触れ (a1)、藩庁触れ (a2)	陣屋から受理 (A型)
広域支配 B	幕府触れ (ax、陣屋経由)	
広域支配 A	代官触れ (b1)、町奉行触れ (b2) 幕府触れ (bx、町奉行経由)	代官から受理 (B型)

【表2】延享2年(1745)の触れ

分類	月日	テーマ	差出	宛所	添状
a1	1.16	年頭通達 (法度遵守ほか)	陣屋郡方北村義平	御領中	
a1	2.1	御用銀の割り付け	同上	本堅田、衣川、千野、赤塚	
a2	2	江戸出火殿様屋敷類焼見舞い銀	江戸屋敷		
a1	3.25	御普請所見分	陣屋郡方北村義平	本堅田ほか	
ax	4.8	日本記録・日記類調査	(幕府) 陣屋経由	本堅田ほか	
bx	4	同上	(幕府) 京都町奉行経由	滋賀郡村々寺社 庄屋年寄	
b2	4.3	勢多川筋土砂留普請入用徴収	京都町奉行	滋賀郡村々庄屋 年寄	大津代官
a1	6.9	植え付け高・引き方調べ	陣屋郡方北村義平		
a1	6.9	村々見分先触れ	同上	本堅田より浜分まで	
b2	7	日本記録・日記類調査	京都町奉行	滋賀郡村々寺社 庄屋年寄	大津代官
b1	7.27	湖上船増減調べ	大津代官		
b1	9.28	湖上船運上銀上納指示	大津代官	西湖浦々	
bx	9	光雲寺修復勸化	(幕府) 京都町奉行経由	滋賀郡村々寺社 庄屋年寄	大津代官
ax	10	同上	(幕府) 陣屋経由		
bx	⑫	朱印寺社朱印調べ	(幕府) 京都町奉行経由	滋賀郡村々寺社 庄屋年寄	大津代官

a1 = 陣屋から。a2 = 江戸屋敷から。ax = 幕府から。

b1 = 大津代官から。b2 = 京都町奉行から。bx = 幕府から。

【表3】衣川村に到来の触れ(千葉1976より)

		a1	a2	ax	b1	b2	bx	
寛文 7	1667	1						幕府領
延宝 5	1677			1				同
延宝 9	1681			1				同
天和 2	1682	2	1					同
貞享 4	1687				1	<1>		同
元禄 2	1689				1	<1>		同
元禄 7	1694	1	1					同
元禄 8	1695	2		7				同
元禄 9	1696	1		2		<1>		同
元禄 10	1697	1		2				同
元禄 11	1698	1	1	1		3		堅田藩領
元禄 12	1699	2				1		同
計		11	3	14	2	7	0	

\* <> は推測。

\* 記号(幕府領時代)

a1 大津代官→衣川村

a2 京都町奉行→大津代官→衣川村

ax 幕府→京都町奉行→大津代官→衣川村

b1 大津代官→水所村々など。

b2 京都町奉行→大津代官→湖水辺村々、水所村々など。

bx 幕府→京都町奉行→大津代官→滋賀郡村々

\* 触れのテーマ

a1 助馬徴発、博奕禁止・火の用心、朝鮮より献上馬飼い葉割当、郷村掟、鉄砲取締り、捨て子・捨て犬調査、不孝者追放、火の用心、郷村見分、川除人足割当、無請け人取締り、など

a2 金銀箔使用制限 2、印判製作心得。

ax 検地条目、巡見使接待、生類憐み関連 4、改鑄貨幣引き換え 5、火の用心、飲酒心得

b1 勢多川浚え御用 2

b2 (勢多川浚え御用 3)(湖水辺村々御用)、湖水辺水損 3

【表4】ルート別の触数

(甲表)

年次		全通数	a1	a2	ax	b1	b2	bx
宝永元	1704	21	11	4	3	3	0	0
享保元	1716	21	13	12	5	2	0	0
享保17	1732	16	6	5	2	1	1	1
延享2	1745	15	6	1	2	2	2	2
宝暦9	1759	14	2	2	4	1	3	2
明和4	1767	23	4	1	3	4	5	6
寛政元	1789	22	2	4	4	0	3	9
文化2	1805	30	10	3	6	4	1	6
文政元	1818	23	4	1	1	4	0	13
文政12	1829	32	8	3	2	4	0	15
天保13	1842	49	6	9	4	3	1	26
安政5	1858	34	11	4	0	6	2	11

(乙表)

年次		a1,a2	ax,b系
宝永元	1704	15	6
享保元	1716	14	7
享保17	1732	11	5
延享2	1745	7	8
宝暦9	1759	4	10
明和4	1767	5	18
寛政元	1789	6	16
文化2	1805	13	17
文政元	1818	5	18
文政12	1829	11	21
天保13	1842	15	34
安政5	1858	15	19

(丙表)

a系	b系
18	3
19	2
13	3
9	6
8	6
8	15
10	12
19	11
6	17
13	19
19	30
15	19

(丁表)

ax	bx	重複	実数
3	0	0	3
5	0	0	5
2	1	1	2
2	2	2	2
4	2	1	5
3	6	1	8
4	9	2	11
6	6	6	6
1	13	0	14
21	15	1	16
4	26	2	28
0	11	0	11

領内⇔広領域

領民型⇔郡民型

陣屋経由⇔代官経由  
幕府触れ

a1 = 陣屋から。a2 = 江戸屋敷から。ax = 幕府から。

b1 = 大津代官から。b2 = 京都町奉行から。bx = 幕府から。

【表5】他地方との比較

年次		全通数	a1	a2	ax	b1	b2	bx	村名
文化2	1805	30	11	2	6	4	1	6	近江国滋賀郡本堅田村
文化2	1805	18	5	4	5	0	1	3	近江国蒲生郡鎌掛村
文化2	1805	50	39		9	2		0	三河国碧海郡刈谷町
		(15)			(15)				

\* 鎌掛村 鎌掛共有文書 (滋賀大学経済学部附属史料館寄託)

\* 刈谷町 刈谷町教育委員会『刈谷町庄屋留帳』8

年次		全通数	a1	a2	ax	b1	b2	bx	村名
文政12	1829	32	8	4	1	4		0	15 近江国滋賀郡本堅田村
文政12	1829	45	10		11	24		0	0 武蔵国豊島郡角筈村

\* 角筈村 新宿区立新宿歴史博物館『武蔵国豊島郡角筈村名主渡辺家文書』2

(領内) a1、a2 = 郡奉行・代官などから。ax = 幕府触れ (領民触れ)。

(広領域) b1、b2 = 幕府奉行などから。bx = 幕府触れ (郡民触れ)。

## 表紙の解説

			1	2	3	4
	9			5	6	
				7	8	
	(裏)			(表)		

- 1 触留が多数展示されていた2023年「第49回愛知県公文書館企画展 新・収蔵資料展 ～古文書にみる尾張の町と三河の村～」の展示風景 山田洋一撮影
- 2 奈良町の町家をイメージした奈良市史料保存館の外観 山田洋一撮影
- 3 道標「古文書館通り」と川下りの船（船頭さんが「ここ（建物）は柳川の古文書館」と説明されていた） 山田洋一撮影
- 4 柳川古文書館の外観 山田洋一撮影
- 5 仙台伊達家領大肝入（大庄屋）吉田家文書の天保13年（1842）「定留」（御用留）の表紙（2011年東日本大震災の大津波で被災、その後修復） 陸前高田市教育委員会提供 \*別表No.16、コラム1参照
- 6 地元の実業家が古物商から買い戻し大正10年（1921）に当時の小松町に寄贈された天保13年7～12月「小松藩会所日記」の表紙 西条市立図書館小松温芳図書館郷土資料室提供 \*別表No.106参照
- 7 戦時中に大阪府立中之島図書館に保管を委託され、大阪大空襲から逃れた天保13年「御触書承知印形帳」（菊屋町文書）の表紙 山田洋一撮影 \*別表No.80参照
- 8 維新期に散逸した加賀前田家治政資料の書写による収集事業で作成され、のちに寄贈された天保12～14年「郡方御触留帳」（金沢市立玉川図書館近世史料館所蔵加越能文庫）の表紙 山田洋一撮影 \*別表No.56参照
- 9 高田城跡（上越市）に再建された高田城三重櫓 山田洋一撮影

---

### 京都府立大学文化遺産叢書 第37集

公儀触等の伝達研究と触研究への情報提供あり方研究

編集 山田洋一・東昇

発行 京都府立大学文学部歴史学科

〒606-8522 京都市左京区下鴨半木町1-5

発行日 2025年（令和7）6月30日

印刷 株式会社 北斗プリント社

---